

2019

NO.42

SEP.



ペルー、ボリビア日本人移住120周年 ～眞子様をお迎えして記念式典を開催～

1899年(明治32年)年2月27日、790人の日本人移住者を乗せた「佐倉丸」が横浜港を出港し、4月3日にペルーのカリャオ港に入港した。彼らは、移民会社と契約を結んだ契約移民であったが、労働条件や生活環境のひどさから、一部の移住者は、同年9月にボリビアへ再移住した。そのため、ボリビアへの最初の日本人移住もペルーと同じ1899年とされている。

それから120周年となった今年、ペルーとボリビア両国で記念式典が開催された。日本からは、両国政府により招待を受けた眞子内親王が出席され、現地の日系人と交流を深められた。限られた時間の中で、できるだけ多くの人とお言葉を交わそうとされる丁寧な姿に、現地日系社会は歓喜と感動に包まれた。

ペルー日系社会は大歓迎!



ラ・ユニオン校の生徒により歓迎を受ける眞子さま(AELU提供)

7月10日、眞子さまは、リマ・ヘスマリニア区にあるカンポ・デル・マルテ公園で日本人移住百周年記念碑に献花、その後、多くの日系名士を輩出しているラ・ユニオン校とラ・ユニオン運動場(AELU)を訪問された。日本の皇族が当該施設を

訪れたのは、1999年、当時の清子内親王以来となり、ペルー日系人協会アベル・フクモト会長をはじめ多くの日系人が眞子さまを大歓迎した。

記念式典は日秘文化会館の日秘劇場で開催された。眞子さまは「移住者とそのご子孫が、ペルー社会に貢献し、両国の懸け橋となってこられたことに敬意を表します」と挨拶された。さらに「本年はペルー日本交流年でもあります。これは若者を含む多くの人がお互いの国をより深く知り、日系の皆様が歩んでこられた長い道のりに思いを馳せる機会ともなると思います。日系の皆様によって築かれてきた歴史が、未来を担う世代にも大切に引き継がれていますことを願っております」と述べられた。

式典の前後には、100歳前後の日本人移住者一世4人との交流、日本人ペルー移住史料館の視察、記念植樹、日系諸団体の代表者たちのご引見などが行われた。

12日は、アンデス文明研究家であった故天野芳太郎氏が設立した天野博物館をご視察、13日には世界遺産マチュピチュ遺跡とその麓にあるマチュピチュ村の役場を訪問された。マチュピチュ村は、1917年にペルーに渡った日本人移住者・野内与吉氏によって創られ、世界的な観光地になる礎を築いたとされる。眞子さまは与吉氏の孫にあたる野内セサル良郎氏から説明を受けられた。

眞子様の笑顔と振舞いがボリビアの官民を魅了

ボリビアでの記念式典は、7月17日、サンタクルスのロス・タヒーボス・ホテル・コンベンションセンターで開催された。式典に出席された眞子さまは、日本人移住者とその子孫に敬意を表し、「数多くの困難を勤勉に誠実に

乗り越えながら、各地での生活を築き、ボリビア社会に根を下ろしてこられたことを、これからも心にとどめてまいりたいと思います」と述べられた。

また、式典にボリビア政府を代表して出席したガルシア・リネラ副大統領は、日本人移住者とその子孫がボリビアの発展に貢献していることを称賛するとともに、ボリビアご到着以来の眞子様のお振舞にボリビア国民は魅了されていると述べた。

祝賀会では、サンファンの日本舞踊同好会「美藤会」と、サンタクルスを拠点とするオキナワ伝統芸能のサークル「エイサー祭り太鼓」がそれぞれの活動を披露した。日系三世のエイサー祭り太鼓メンバー(20代)は、「BEGINの『笑顔のまんま』を舞っていた時に眞子さまも笑顔になられ、ずっと手拍子でご覧になっていて、私たちのウチナー魂を眞子さまにお届けすることができたような気がしました。本当に光栄に思います」と語った。

眞子さまは18日にサンファン移住地を、19日にオキナワ移住地を訪問され、それぞれの移住地で慰靈碑に献花、移民史料館等の施設を視察されたほか、歓迎昼食会に出席し、多くの日系人と交流された。

サンタクルスの三世の女性(20代)は、「時間が押していたのですが、優しい笑顔で必ず相手の目を見ながらひとりひとり丁寧に接しておられて、とても素敵なお方でした。眞子さまにお会いできるという貴重な経験をさせていただいたことに本当に感謝しています」と述べた。

今回の眞子さまのペルー、ボリビア両国ご訪問は、現地日系人に日本とのつながりをより強く感じさせるものとなつた。日本人移住120周年は、彼らにとって忘れない年となつたに違いない。



眞子さまは、オキナワ移住地出身の青年会員、エイサー祭り太鼓幹部などサンタクルス在住の日系三世たちと交流された(安仁屋滋氏提供)

今

後の連携と可能性に期待

JICA日系社会研修「日系日本語学校の運営管理」コース

当協会ではJICA(国際協力機構)からの委託を受けて、6月下旬から約3週間にわたり日系社会研修「日系日本語学校の運営管理」コースを実施した。参加したのは、ベネズエラ、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンからの研修員6名であった。

近年、各地の日系日本語学校が抱える大きな問題の一つとして「日本語学校に通う日系子弟の減少」が挙げられる。この対応策を探るため、ヨコミネ式教育法を取り入れた幼稚園、サッカーを通して英語を学ぶ教室、放課後の学校施設や地域人材を活用したアフタースクールなど、多種多様な学校を視察した。ヨコミネ式教育法とは、子どもの自学能力の向上とライフスキルの獲得に重きを置いた手法で、プロゴルファー横峯さくらの伯父にあたる横峯吉文氏が提唱した幼児教育法である。これらの幼稚園や学校の視察は、現地の日本語学校経営者または管理者である研修員たちにとって、新たな学校運営の可能性を見出すヒントとなったようだ。

また、研修旅行で訪れた栃木県では、日本最古の学校として知られる史跡、足利学校を見学し、かつての学生がそこで学んだように論語の素読を行った。現地日本語学校でも音読を行っているが、この経験は、日本の教育の原点について思いを馳せる絶好の機会となり、見学してよかったですという声が研修員から聞かれた。

各研修員が長年日系社会の日本語教育に携わる中で大事にし

てきた思いは、国や地域は違っても共通のものであるということが、この研修を通して実感できた。このことは、一人一人の研修員に力を与え、意欲を新たにさせたようだ。今後も互いに連絡を取り、今回の学びを具体化し学校運営にあたっていこうと団結していた姿が印象的だった。

集団研修を共に修了した研修員がお互いに連携することで、これから日の日本語教育界を牽引していく存在になることを大いに期待したい。



研修旅行で訪れた史跡 足利学校

ブラジル
便り

国外就労者情報援護センターCIATE・浅野康平専務理事が着任



7月に着任した浅野新事務理事

今年の夏は非常に暑かったと聞いていますが、暑さは和らいだでしょうか。日本と季節が真逆のサンパウロは、例年に比べ、今年の冬は寒かったようです。とはいえ、日中は30°C近くになる日もあり、日本よりずいぶん過ごしやすい「冬」を過ごすことができました。

CIATEに赴任して

私は、令和元年7月23日にサンパウロへ到着し、現在CIATE(国外就労者情報援護センター・理事長二宮正人)の専務理事として執務しております。私も前任者と同じく、日系ブラジル人が多く住む愛知県の弁護士会に籍を置く弁護士であり、いわば本場の日系社会の中で仕事をする機会を与えたことを光榮に思います。

CIATEでの執務

CIATEでは、二宮正人理事長、専務理事の私及び現地の職員3名と協力して執務しています。具体的には、CIATEの本来業務である求人及び求職相談はもちろん、職業生活相談、訪日希

望者に対する事前講習会、日本語教室及び外部の専門家を招いての合同研修会並びにコラボラーレス(ボランティアによる協力者)会議など多岐に渡ります。本稿の執筆時点では執務開始から1か月ほどしか経っておりませんが、サンパウロでは、潜在的な日本への就労希望者がまだまだいること、また日系人は日本へ高い関心を抱いているという印象を持っております。具体的には、CIATEの実施している訪日希望者に対する事前講習会への参加人数は、今年の4月から7月に限っても延べ293名であることはその証左といえるのではないでしょうか。

CIATEのあるリベルダーデについて

CIATEのあるリベルダーデは、日本人街(東洋人街)であり、日本と変わらない日本料理を食べることができます。他方、ブラジルで大人気の焼きそばは、日本の焼きそばとは全く異なる、ブラジルで独自の進化を遂げた「YAKISSOBA」です(ニッケイ・ネットワークNO.23参照)。太い麺に塩味の効いたソース、その上に大根おろしベースのタレがかかっており、日本の焼きそばだと考えると大変驚きます。しかし、ブラジル「YAKISSOBA」として食べればこれもまた大変美味しく、日本の焼きそばはブラジルで進化しさらに美味しくなっていることを知りました。

ここサンパウロは焼きそば一つとっても、日本のような日本でないような不思議なところです。日本の皆様も、「YAKISSOBA」を食べにいらっしゃいませんか?

在日
ニッケイ人は
今…

意外な?ロングセラー

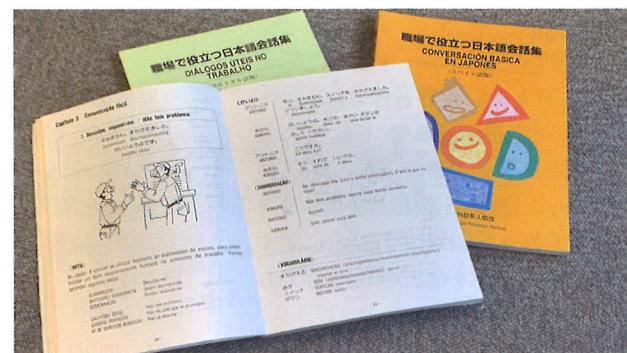
「職場で役立つ日本語会話集」(ポルトガル語版・スペイン語版)

当協会は、移住者、日系人に関する各種の出版物を発行している。協会発行の出版物を大きく分けると、1つは、協会の活動を伝える広報誌(紙)、もう1つは、日本語教育や日本文化に関する書籍や教材だ。後者は、発行してしばらくの間はそれなりに需要があるものの、定期的に改訂しない限りだんだん内容が古くなって存在が薄くなる。

しかしそんな中、発行して以来、全く内容を変えずに10年以上売れ続けている「ロングセラー」とも言える出版物がある。購入者のほとんどは在日日系人である。そこで今回は、そのロングセラー「職場で役立つ日本語会話集」(ポルトガル語版・スペイン語版)を紹介したい。

「職場で役立つ日本語会話集」は当初、2001年11月に産業雇用安定センターから発行された。まえがきには、「2000年において約23万人の日系人が日本で就労し、その多くが中小企業において就労していると見込まれている。しかしながら、日本の職場及び社会生活慣習に適応できなかったり、日本語に習熟していないからトラブルが生じている」と書かれている。さらに、こうしたトラブルを避けるために、職場において最低限必要な日本語の習得が不可欠であり、この本では、会話の場面を設定した上で基本的な会話100例を紹介し、解説を加えているとされている。各課で使われているのは2~4つ程度の短い会話。その会話文がひらがなで表記され、さらにローマ字でルビが振られている。次に、ポルトガル語(スペイン語版の場合はスペイン語)による翻訳が書かれ、会話の中で使用された語彙の対訳がある。

産業雇用安定センターから当協会にこの本の版権が移されたのは2005年度、有償販売することが可能となったのは、そのしばらく後だった。2008年度は、リーマンショックによって派遣切り、雇い止めになった日系就労者たちが日本語を勉強しようと本書を購入したと見られ、ポルトガル語版1,533冊、スペイン語版769冊が購入された。翌2009年度は、厚生労働省の「日系人就労準備研修」(現「外国人就労・定着支援研修」)のサブテキストとして採用された影響が大きく、ポルトガル語版6,542冊、スペイン語版3,825冊が購入された。その後は徐々に減少し、2014年度にはポルトガル語版6冊、スペイン語版7冊と、それぞれ1桁台に落ち込んだ。この本もそろそろ役割を終えたかと思われたが、翌2015年度からまた持ち直した。時期と詳細は不明だがYouTubeで本書を



「職場で役立つ日本語会話集」

紹介した人がいるらしい。これも影響したと見られ、直近の2018年度は、ポルトガル語版112冊、スペイン語版33冊となっている。

購入者はどんな人たちなのだろうか。注文に応じている日系人相談センターの相談員によると、最近よく購入するのは、三重県在住の日本人、Mさん。Mさんは、愛知県に住んでいた頃、あるブラジル人と知り合い、日本語を教えることになった。そのときに使ったのがこの「職場で役立つ日本語会話集」だったそうだ。その後、三重県に移り、今はポルトガル語圏・スペイン語圏から来日した人に、ボランティアで日本語を教えているという。Mさんの生徒たちは仕事で忙しいので、代わりに購入手続きも手伝っているとのこと。Mさんは「この本は、ポルトガル語の翻訳が付いていてわかりやすいし、自分にとってもポルトガル語の勉強になる」と話す。

他の購入者もだいたい同じ感想で、「ポルトガル語訳(またはスペイン語訳)が書いてあるから」「値段が安い」(1冊450円+税、送料別)と言った声が聞かれる。職場にこの本を持って休憩時間などに勉強している人もいるようで、「友だちが持っているのを見てほしくなった」と言って注文てくる人も少なくない。職場や友人関係の中で、口コミで評判が広がっているようだ。

購入者の居住地はやはり東海地方が多いものの、関東や中国地方からも注文が来ている。例は少ないが海外からの注文もあった。

興味がある方は、当協会ウェブサイトの紹介ページ(<http://www.jadesas.or.jp/publication/kaiwashu.html>)をご覧いただき、日系人相談センター(TEL:045-211-1788、saitran@jadesas.or.jp)までご連絡下さい。問い合わせは、日本語・ポルトガル語・スペイン語のいずれでも受け付けています。

「職場で役立つ日本語会話集」販売数

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
ポルトガル語版	1,533	6,542	600	69	63	7	6	36	61	70	112
スペイン語版	769	3,825	370	12	5	13	7	10	2	17	33
計	2,302	10,367	970	81	68	20	13	46	63	87	145

八鍬 マルシア (Márcia Yakuwa)

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしている(してこられた)みなさんにお話を伺うコーナー、「NIKKEIS around the WORLD」。

第4回にご登場いただくのは、在日28年になる日系ブラジル人の八鍬マルシアさんです。日系人のデカセギブームのきっかけとなった、1990年の出入国管理法改正から30年。その早い段階で来日したマルシアさんは、当初想像もしていなかった形で日本に残ることになりました。ご自身の経験を通して、温かく優しく、謙虚な気持ちで、日本にやってくる日系人や外国人をサポートし続けるマルシアさんに、来日の経緯から現在の活動に至るまでお話を伺いました。

ドラマで見た日本の風景に憧れて来日



八鍬マルシアさん

1991年に日本に来ました。もともと日本語は全然わからなかったのですが、NHKの連続テレビ小説「ノンちゃんの夢」を見て以来、ずっと日本に行きたいと思っていました。ドラマで見た日本の風景を自分の目で見てみたかったのです。1980年代半ばに他界した父が神戸出身だったので、神戸も見たいと思いました。当時私は27歳で、ブラジルでエステティシャンの仕事をしていました。出稼ぎに行こうとしたわけではないのですが、日本に行くには思いの外お金がかかることがわかり、友人から、日本で短期のアルバイトをしてそのお金で旅行してきたらと勧められて、軽い気持ちで日本行きを決めました。

初めて来た日本は、なぜだかとても懐かしい気がしました。まるで自分の家に帰ってきたような感じがしました。

日本人と結婚、でも日本語がわからなくて

日本に来て、工場でラインの仕事に就きました。そこで知り合った日本人男性と親しくなって、ついには結婚することになりました。でも、私は日本語がわからないし、夫はポルトガル語がわからない。最初の頃はケンカも成り立たなくてストレスを感じていました。初めてケンカできたとき、夫から「日本語ができるようになったね!」と言われて2人して笑いました。

日本で生活する中で、日本語がわからないとても不安になります。例えば市役所に行ってもどう話せばいいのかわからない。聞きたいことが聞けなかったり、電話に出られなかったり、子どもを連れて公園に遊びに行っても他のお母さんと話せなかったり…。言葉がわからないと、社会に出ることに躊躇してしまう。これは、障害に近いと思います。

自分より日本語がわからない人のために

出産を機に仕事を辞めましたが、出産後は、ブラジル人児童がたくさん通う小学校でボランティアを始めました。私の子どもはまだ赤ちゃんだったので、おぶって学校に行っていました。私も日本語はあまりわからなかっただけで、もっと日本語がわからないブラジル人児童たちのために何かしたかったのです。

子どもの成長に伴って、私も日本語学習に時間をつぎ込めるようになってきました。そんなある日、病院に行ったときに医療通訳をしている人に出会いました。どうやってこの仕事に就いたのかと尋ねたところ、ボランティアでしているのだと聞きました。そして、医療通訳のボランティア活動を行っている「MICかながわ」を紹介してもらい、私もそこで医療通訳の勉強を始めたのです。自分のためではなく、人のためになることなので、一生懸命勉強しました。すると今度は、MICかながわで知り合った友人がハローワーク松田の外国人専門官の仕事を紹介してくれました。ちょうどリーマンショックの後で、派遣切りや雇止めにあった日系人が多くハローワークに押し寄せてきた時期でした。突然仕事がなくなって、これからどうしたらいいのか、みんな不安を感じていました。

プロフィール

国籍: ブラジル

居住国: 日本(在日28年)

主な活動: 厚生労働省「外国人就労・定着支援研修」連絡調整員、ハローワーク松田外国人専門官、MICかながわ(多言語社会リソースかながわ)医療通訳ボランティア

ブラジル(サンパウロ州カンピーナス)生まれ。日本人の父親(神戸出身)と日系二世の母親を持つ。1991年に来日。勤務先で知り合った日本人と結婚、二児の母となる。2009年よりハローワーク松田(神奈川県)にて外国人専門官、2012年より厚生労働省「外国人就労・定着支援研修」連絡調整員。

励まし、励まされて

ハローワークでは、当時、厚生労働省が始めた「日系人就労準備研修」の受講申込を受け付けていました。そこで、今度は、この研修を受託実施している日本国際協力センター(JICE)の担当課長から、研修の連絡調整員をやってみないかと声をかけられました。調整員の仕事は、受講生を募集したり、受講生の悩みを聞いたり、研修を最後まで続けられるようにサポートすることです。また、JICEの地域コーディネーターや研修講師、受講生の間に入って、研修現場の管理を担っています。

この研修の受講生は、就労目的で日本に滞在している人たちです。彼らにとって、毎日勉強するのは簡単なことではありません。学習すること自体に慣れていなかったり、母語さえきちんと学んでいなかったりする人もいます。仕事で疲れている、勉強がつまらない、成果が見えなくて諦めたくなる、家庭にいろいろ問題を抱えているなど、いろいろな状況の人があります。そんなとき「私ができたのだから、あなたもできる」「最後まで頑張ってみて、研修を受ける前の自分と比べてみて」「言葉ができるだけで世界が違って見えるよ」と声をかけて励ましています。

そして、無事にコースを修了したとき、みんなが幸せそうな顔をしているのを見ると、この仕事をやって本当によかったと思います。また、研修のおかげで仕事に就けたという報告が来るとすごく嬉しいです。だから、私が人のためにしているというより、みんなが私にくれるの方が大きいと感じています。研修中はとても忙しいけれど、逆に年度末が近くなつてすべてのコースが終わると、寂しくて落ち込んでしまうほどです。それを見た夫が、寂しくならないようにと私に犬をプレゼントしてくれました。おかげで今は、寂しさが和らぎました。

すべての外国人を対象に

今、この研修は「外国人就労・定着支援研修」として、日系人に限らず、日本にいる外国人をすべて対象にしています。なので、私はもっと英語を覚えたいです。今もコミュニケーションを図れるように努力していますが、例えば悩んでいるときにどういう言葉をかけたらよいかなど、英語がわかればもっと役に立つのではないかと思います。

日系人はもっとがんばって!

多国籍化している受講生の中で、残念ながら、勉強しようという意欲があまり見えないのは、日系ブラジル人です。日系人は就労目的で来日するときに、会社が手配した通訳や担当者が世話をしてくれることが多いせいか、この研修を受けるのも当たり前のように考えている人がいます。でも、日系でない人たちは、本当にこの研修を必要としていて、熱心に学習しています。日系ブラジル人には、日本語の勉強だけでなく、自分からもっと日本社会に馴染んでいってほしいです。私もそのためのサポートは惜しみません。

父の故郷、神戸には未だに行けていないのですが、今は、この仕事を楽しみつつ頑張りたいと思います。



外国人就労・定着支援研修の研修会場にて。中央がマルシアさん

INDENIZAÇÃO POR MORTE NO SEGURO OBRIGATÓRIO DE AUTOMÓVEL (Jibaiseki)

自賠責保険による 死亡補償

相談センター 山形エレナ

Q Consulta por e-mail. Tive uma filha sem ser casada com o pai e devido a vários fatores, na época do nascimento não foi possível fazer o reconhecimento paternal, sendo registrada somente em meu nome. Em 2010 o pai de minha filha faleceu no Japão devido a um acidente de carro, e como na época minha filha ainda não estava reconhecida como legítima, não pôde receber as indenizações referente ao seguro, ficando a mãe do falecido como a beneficiária do pagamento. Após vários trâmites, finalmente minha filha obteve o reconhecimento de legitimidade, e agora, a avó paterna deseja repassar à neta a indenização do seguro, que segundo ela, ficou guardado no banco durante todos esses anos, como não moro no Japão e desconheço os procedimentos de pagamento de indenização gostaria de saber como são feito os trâmites do seguro obrigatório de automóvel (jibaiseki) quanto era pago na época, etc e do seguro social (shakai-hoken), visto que minha filha é de menor e com deficiência intelectual, eu como mãe, devo estar ciente dos valores e procedimentos, para poder proteger seus direitos.

A A indenização a ser paga em caso de morte, na época do ocorrido até os dias atuais do seguro obrigatório do automóvel é de no máximo 30 milhões, a perícia irá verificar as condições do acidente, verificar o grau de culpabilidade e etc, e assim conforme a averiguação haverá alteração ou não no pagamento. Entendo a sua preocupação em garantir o futuro de sua filha, mas como já se passaram 9 anos, todos os processos já devem ter se encerrado, então, é melhor você conversar amigavelmente com a avó, para ver o que foi feito e o que tem que ser feito e confiar na pessoa, pois apesar de você não ter ligação direta com a mesma, ela é avó de sua filha, sendo assim, acredito que a mesma não faria nada que prejudicasse a neta, e lembrando também que, apesar de terem se passado quase 10 anos após a morte do pai de sua filha, ela continua sendo a mãe e ainda sofre muito pela perda do filho.

Trâmites para recebimento da indenização do seguro obrigatório de veículos: além dos formulários fornecidos pela seguradora, documentos básicos do beneficiário, como certidão de comprovação de parentesco (registro familiar, certidão de nascimento), documentos que comprovem a residência, no caso de viver no Japão registro de residência emitido pela prefeitura local, no caso de viver no exterior documentos que comprovem residência e todos os outros documentos que forem solicitados.

Funcionamento do processo: da solicitação até o pagamento/recebimento

Solicitação do pagamento à seguradora → solicitação de investigação de danos → investigação de danos → relatório → pagamento → recebimento

Funciona mais ou menos conforme acima, quanto ao tempo que leva até o final do processo, depende muito da situação e dos fatores em que ocorreu o acidente.

Quanto ao modo de pagamento, assim que todos os procedimentos forem resolvidos, o valor é depositado na conta corrente do beneficiário independente do local de residência. Neste caso, a partir do momento em que a mãe do falecido recebeu a indenização, deu-se o encerramento do processo, sendo assim, você poderá solicitar a ela uma cópia da documentação ou do aviso de pagamento da indenização para verificar quanto foi pago pela seguradora.

Seguro Social (shakai-hoken): este seguro é para todos os

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

trabalhadores assalariados, e constitui em seguro saúde e aposentadoria; dentro da aposentadoria há o benefício da pensão por morte do segurado. No caso, a ordem de recebimento da pensão é: esposa, filho menor de 18 ou menor de 20 anos quando for deficiente, pais e irmãos desde que cumpram com as exigências requeridas para o recebimento, e para verificar se tem direito ou não ao recebimento, é necessário entrar em contato com o Escritório da Aposentadoria e solicitar a averiguação pois é possível que já tenha sido prescrito o período para a solicitação.

相談 私は未婚ですが娘がいます。娘の誕生当時、父親による娘の認知ができず、私の名前だけによる出生届を提出しました。2010年に娘の父親は交通事故で亡くなりました。その時点では娘は嫡出子として認知されていなかったため自賠責保険による補償は受けることができず、亡くなった父親の母親（娘の祖母）が受領しました。その後いくつかの手続きを経て、娘は嫡出子として認知され、現在ではその祖母も、銀行に預金していたこの補償金を孫である私の娘に渡すことを希望しています。私は日本に住んでおり、自賠責保険について知識はありません。これによる補償請求手続はどのようなものであるのか、祖母が受け取った補償額はいくらだったのか、また、社会保険の手続きはどうすれば良いのかなど教えていただければ助かります。娘は未成年で知的障害児ですので、私は娘の母親として、彼女の権利を守るために補償金額や保険手続きについて知っておく必要があります。

回答 自賠責保険の死亡事故補償額は最大限3000万円です。これは父親の交通事故当時も現在も変わりません。鑑定士が事故の状況や有責性の程度などを判断しますが、その結果により補償額は変わります。補償額がゼロになる可能性もあります。

娘さんの将来を確かなものにしたいとのあなたの心配は理解できます。しかし、事故からもう9年も経過していて、全ての手続きが終了していると思われます。このため、あなたが娘さんの祖母に当たられる方と、何がこれまで行われたのか、何がこれから行われなければならないのかをはっきりさせるため、その方を信頼して友好的に話されてみてはいかがでしょうか。あなたはこの方と直接の繋がりはありませんが、彼女は娘さんの祖母に当たります。また、事故死から10年近く経過したとは言え、彼女は亡くなった方の母親であり、孫の父親である息子さんの死を悲しんでおられるのではないかと思いまます。そのような方が孫に当たる娘さんの邪魔をするとは思えません。

自賠責保険の手続きや社会保険の概要は下記の通りです。

自賠責保険の手続

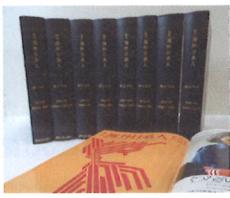
保険会社発行の書式に加え、戸籍謄本、出生証明書などの本人確認のための証明文書、住居確認のための証明書（日本に住んでいる場合は住民票、外国居住の場合は住居を証明する文書）、その他必要文書を準備する必要があります。

保険金請求から支払/受領までの流れは概ね、保険会社に対する保険金（補償金）の請求→保険会社による事故・損害の調査請求→事故・損害の調査→調査報告の提出→保険金支払→受領という流れになります。手続きにかかる期間は事故の状況に左右されます。

全ての手続きが完了後、保険金が支払われる場合は、被保険者の銀行の普通口座に振り込まれます。このケースの場合、事故死した男性の母親が保険金を受領した時に手続きが終了しているので、あなたは母親に対し、一連の文書の写しや保険会社がどれだけの保険金（補償金）を支払ったのかが分かる保険金支払通知書の開示を求めることができます。

社会保険:この保険は全ての賃金労働者を対象にしたもので、健康保険と年金からなっています。年金の分野では被保険者の死亡事由による年金給付制度があります。この給付の受給順位は受領のための要件を満たす配偶者、18歳以下の子供または障害のある20歳以下の子供、両親、兄弟の順です。すでに受領要件となる期間が過ぎている可能性もありますので、受領の要件を満たすか否かは、年金事務所に行って審査してもらう必要があります。

「海外日系人」誌 合冊本完成!!



1977年
(昭和52年)
の創刊号から
2014年(平
成26年)の第
74号まで発
行された季刊

「海外日系人」誌。世界各地の日系団体の方々、邦字新聞編集者、日本国内の移住・日系人問題の研究者などからの寄稿を中心に、海外日系人大会など当協会の事業報告もあわせて「日系」に関する話題やニュースを幅広く取り上げており、移住者・日系人、日系社会を取り巻く環境や当時の社会情勢などを振り返ることのできる貴重な資料となっている。

当協会ではこの度、創刊号から74号までを9巻にまとめた合冊本を製作し、希望者へ販売を開始した。1セット全9巻92,000円(税別、日本国内送料無料)。少数製作のため希望の方はお早目に購入手続きを。

申込方法:氏名・送付先住所・連絡先・支払方法(クレジットカード決済/銀行振込/郵便振替)を当協会総務部(info@jadesas.or.jp/TEL:045-211-1780/FAX:045-211-1781)まで。

ボリビア日本人移住120周年記念企画展示 ボリビアに生きる

-日系人の生活とその心- JICA横浜 海外移住資料館

日本人移住120周年を迎える今年7月に眞子内親王殿下が訪問されたことで注目を浴びたボリビア。日系人の多くは、ラパスやサンタカルスなどの大都市や、戦後に建設されたサンファン移住地、オキナワ移住地に居住している。

日系社会 Topics

JICA横浜 海外移住資料館で11月2日から公開する企画展示では、助け合いや協働の精神が強く息づく移住地の様子や、さまざまな分野で活躍する日系人へのインター映像を通して、ボリビアに生き続ける日本人の心を紹介する。2020年2月2日(日)まで。



ボリビア サンファン
移住地の入口ゲート

竹内運輸工業(株)竹内政司社長 外務大臣表彰を受賞

「ブラジル移住者里帰り訪日使節団(架け橋プロジェクト)」事業への寄付をいただいている竹内運輸工業(株)竹内政司社長(当協会監事)がこの度、外務大臣表彰を受賞し、7月に表彰式が行われた。

この寄付金により当協会では、2013年(平成25年)に、ブラジルに移住後概ね50年以上経過しながら訪日の機会がなかった移住者20名を日本に招へいし、



外務大臣表彰式での竹内
政司社長と、同時に受章
した歌手の中平マリコさん

昨年6月には、
ブラジルの若手
日系人15名をハワイ
で開催した
第59回海外日系人

大会及び日本での視察プログラムに招
へいた。

元年者150周年を祝った昨年の大会は、世界の日系レガシーを振り返る機会となつたが、これに刺激を受けたブラジルの若手日系人グループは、帰国後も日系レガシーに関してのディスカッションを継続して実施しており、今年度はこのうち2名を10月に東京で開催される第60回海外日系人大会に招へいする。

外務大臣表彰は、国際関係の分野で活躍し、各国との友好親善関係の増進において特に顕著な功績のあった個人および団体に授与される。今回の竹内社長の受章は、当協会としても大変嬉しい出来事となった。

総理官邸・国際広報室がリリース 日本との架け橋として活躍する 中南米日系人の広報動画

このたび、内閣総理大臣官邸・国際広報室が作成した中南米日系人に関する広報動画4本が公開された。

日本の伝統・文化や精神性がその成功の原点となっていること等を紹介する「リーダー編」、中南米において日系人が日本との架け橋となっている活動・エピソード等を紹介する「文化編」、日本において中南米との架け橋となる活動をしている日系人を紹介する「在日日系人編」、中南米への移住の歴史を概観する「歴史編」が、日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語の4カ国語でそれぞれリリースされている。

参照:YouTube「Prime Minister's Office of Japan(内閣総理大臣官邸)」内の「Nikkei Leaders」「Nikkei Culture」「Nikkei in Japan」「Nikkei History」

NIKKEI Network
NO.42
海外日系人協会だより
2019 SEP.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿秀洋

Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

■ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

■ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険

■ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

VIVA VIDA![®]
Medical Life

少額短期保険会社
(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

■ 外国人留学生向け保険

■ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**

